

平成27年6月8日開催

文教経済常任委員会資料【委員協議会】

(株)ゆめ企画名立の社員による売上金の着服について 1～3

所管委員会	文教経済常任委員協議会
提出課	観光振興課

㈱ゆめ企画名立の社員による売上金の着服について

1 概要

- ・うみてらす名立のレストランサービス課に勤務する社員Aが、平成25年11月24日から平成26年10月18日までの間に、合計58件、手書き領収書を悪用し、レストラン団体利用の売上金の全部又は一部を計上せず、累計で1,181,639円を着服していたもの。

(1) 対象施設・指定管理者名

施設名：うみてらす名立（名立区名立大町）

指定管理者名：㈱ゆめ企画名立 代表取締役社長 青木哲也

(2) 着服の内容

ア レストラン団体利用に対する売上金管理の流れ

① 予約スリップ作成

- ・営業企画課は、団体客から予約を受けた時は、予約スリップ（台帳）に必要事項を記載する。

② 料理の発注・提供

- ・営業企画課は、予約スリップ（台帳）を基にレストラン調理課に料理を発注する。

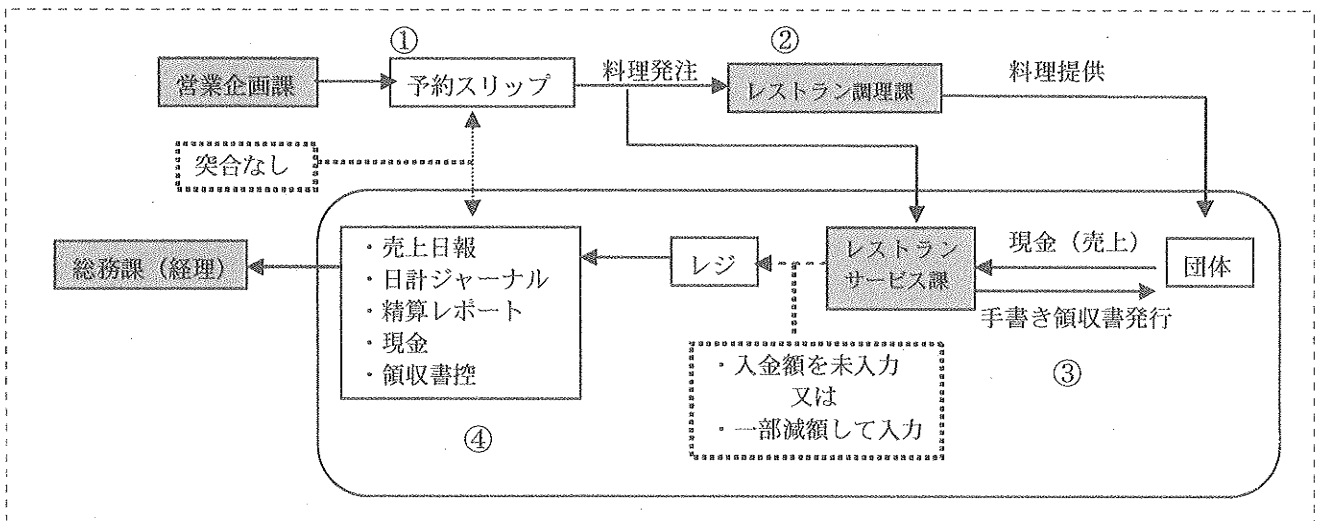
③ 売上金の計上・領収書の発行

- ・レストランサービス課は、団体客からの売上金をレジに入力する。なお、お客様から領収書が必要な場合は、レジから印字される領収書又は手書き領収書を発行する。

④ 関係書類の照合

- ・レストランサービス課は現金と関係書類（売上日報、領収書控、日計ジャーナル（売上明細））を突合・確認した上で、その状況を基に売上日報を作成し、総務課（経理）へ提出する。

《団体利用のフロー》



イ 着服の手口・背景

- ・社員Aは、左記ア③の段階において、団体客からの現金（売上金）の全部又は一部についてレジに入力せずに自らが着服し、団体客に対しては、手書き領収書を発行していた。
- ・左記ア④の段階において、売上日報は、着服金額を除き作成され、また、現金と、レジから印字される日計ジャーナル（売上明細）、手書き領収書控などとの関係書類の突合・確認が行われなかった。

ウ 事件の発覚

- ・平成26年10月18日、他の社員が、団体利用があるにもかかわらず、それ相応の売上げがないことを社員Aに問い詰めたところ、着服の事実を認める。

2 これまでの経過

時 期	会 社	市
平成26年 10月18日	事件発覚 ○他の社員が団体利用の売上げが少ないことについて、社員Aに対し問い詰めたところ、着服を認める	
29日	社内調査 ○本人同席の下、関係書類を突合・確認し、不正案件の手口を確認	
11月7日	○社員Aから着服した案件について、謝罪文が提出される	
平成27年 3月31日	○調査の結果、大筋の不正金額を確認（社員Aも認める）社員Aに対し、返済を求める ○未確認案件についてさらに調査を進める	
4月30日	○社員Aを解雇	
5月15日		○匿名の電話により、市施設における着服疑惑について第1報が入る（施設不特定） ○匿名の電話により、うみてらす名立の着服疑惑について第2報が入る
19日		
20日	○市及びJーホールディングス㈱に口頭により事実関係を報告	○㈱ゆめ企画名立、Jーホールディングス㈱両社長に対し事実確認を指示し、書面での報告を指示
25日	○弁護士の確認を踏まえ、被害額全額を確定	
27日	○本人から全額弁済 ○市へ事案を口頭により説明	
31日	○社内関係者処分、Jーホールディングス㈱へ書面により顛末を報告	
6月 1日	○市へ書面により顛末を報告	
2日		
5日		○顛末書を基に現場確認。市議会議長へ報告 ○指定管理上の処分（厳重注意処分）

3 会社の対応（処分・再発防止策）

㈱ゆめ企画名立

[処分]

- ・社員Aを平成27年4月30日付けで解雇
着服金額については全額返済されており、弁護士との協議を踏まえ刑事告訴は行わない
- ・その他の処分

代表取締役社長	: 減俸（月額報酬10%×2か月）
執行役員総合管理部長	: 減給（月額給与10%×1か月）
施設運営部長兼料理長	: 譴責
レストランサービス課マネージャー	: 譴責

[再発防止策]

- ・手書き領収書はレストランサービス課で発行せず、総務課（経理）で発行 [対応済]
- ・監視カメラの設置 [対応済]
- ・第三者を含む不正再発防止対策委員会の設置 など

J-ホールディングス㈱

[再発防止策]

- ・事業会社7社に対して、各社長自らが現金取扱いに係る現状点検を行うよう指示するとともに、社内不正防止と事件発覚後の即時報告を通知

4 市の対応

(1) 現場での事実確認

- ・平成27年6月2日に、顛末書に基づき、うみてらす名立において代表取締役社長及び総合管理部長から聴き取りを行いながら、関係書類やレジシステム、再発防止策の対応状況を確認

(2) 他施設への注意喚起

- ・平成27年6月4日付けで、市が管理する施設の所管課に対して、改めて現金の収納の流れ、関係書類との照合状況、そのチェック体制等について、指定管理者や管理業者及び施設担当者を含め、厳正な現金管理の徹底を指示

(3) 会社への処分等

- ・平成27年6月5日に、㈱ゆめ企画名立の代表取締役社長を呼び出し、嚴重注意処分（書面手交）とした。
- ・また、同日に、J-ホールディングス㈱に対して、事業会社の経営指導を行う立場として、グループ内での緊急時の報告義務の徹底を図るとともに、再発防止に向けて必要な措置を講ずるよう要請した。

